



平成20年4月22日

各 位

会 社 名 株式会社 パ ル  
代表者名 代表取締役社長  
井 上 英 隆  
(コード番号 2726 東証第一部)  
問合せ先 取締役管理副本部長  
宇 都 宮 幸 雄  
(TEL . 06 - 6227 - 0308)

## 定款（一部）変更に関するお知らせ

本日開催いたしました当社取締役会において、「定款（一部）変更の件」を平成20年5月27日開催予定の第36回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

コーポレートガバナンスの充実及び経営環境の変化に迅速に対応できる業務執行体制の確立のため、代表取締役を2名とする経営体制への移行を予定していることに伴い、株主総会及び取締役会の規定に関し、以下のとおりの変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

別紙のとおり

#### 3. 変更予定日

平成20年5月27日

以 上

< 別紙 >

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 ~ 第13条 (条文省略)</p> <p>第14条(招集権者及び議長) 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第19条 ~ 第21条 (条文省略)</p> <p>第22条(取締役会) 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2 (第2項省略) 3 (第3項省略) 4 (第4項省略)</p> <p>第23条 ~ 第34条 (条文省略)</p>	<p>第1条 ~ 第13条 (現行どおり)</p> <p>第14条(招集権者及び議長) 株主総会は、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長及び取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第19条 ~ 第21条 (現行どおり)</p> <p>第22条(取締役会) 株主総会は、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長及び取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 (現行どおり)</p> <p>第23条 ~ 第34条 (現行どおり)</p>